

吉田地区中央集積場の「廃棄物の抑制」について

財務部経理課経理係長 林 喜久雄

1. 吉田地区中央集積場の概要

吉田地区中央集積場は、一定のルールに基づき、各部局等から発生・搬入された廃棄物を収納し、処分するまでの間、保管している場所です。

中央集積場のボイラー室側には、空き缶、空き瓶の搬入場所を設け、水洗い等をした後、整理し、収納している倉庫がその後ろにあります。(右上写真の奥)

倉庫手前には、可燃物ごみの搬入場所としてコンテナを設置しています。(右上写真の手前)



また、第二学食側には、手前から奥に向かって不燃物、蛍光灯、プラスチック、新聞、理学部・農学部専用の実験系廃棄物、雑誌等・段ボール、発泡スチロール等の搬入場所としてコンテナやストックハウスを設置しています。(右下写真)



2. 吉田地区中央集積場への廃棄物搬入ルール

吉田地区中央集積場への廃棄物搬入ルールは、経理課が各部局担当係を通して教職員・学生等にお知らせしています。

なお、中央集積場にも留意事項を掲示し、重ねて搬入ルール遵守について、協力をお願いしています。

(右写真4枚は、ルールに基づいた古紙等の搬入例です。)

また、学内の売店等で購入された物は、売店等が処分するように所有のゴミ箱を設置しています。中央集積場への搬入は、控えてください。



3. 廃棄物搬入ルールが遵守されない場合

コンテナ、ストックハウス内に、分別、搬入ルールを無視した廃棄物の搬入があると、山口市等に回収を依頼することができません。

経理課としても搬入された方を特定することはできず、対応が取れないため、業者へ経費を支払って分別処理作業を行い、処分することになります。

(右写真2枚は、現在、分別不要の不燃物の搬入例です。)



4. 吉田地区中央集積場の廃棄物の搬出先

中央集積場に搬入された廃棄物は、次の場所へ搬出し、処分をします。

イ. 可燃ゴミ	山口市環境部清掃工場（有料）
ロ. 不燃物	神田一般廃棄物最終処分場（有料）
ハ. その他	産業廃棄物処理業者へ委託（有料）
ニ. 資源物	
空き缶・空き瓶	山口市（リサイクル・無料）
古紙・ペットボトル	山口市（リサイクル・無料）
発砲スチロール	民間業者処分場（リサイクル・有料）
プラスチック製容器包装	山口市（リサイクル・無料）

5. 神田一般廃棄物最終処分場への搬出許可量の制限

神田一般廃棄物最終処分場への搬出許可量の制限は、次の表のとおりです。

山口市環境部清掃事務所と交渉を行っているが、来年度以降も搬出許可量の減量が予測されます。

搬出許可量を超えたものは、他の処分場へ搬出、処分するため、多額の経費を要します。

吉田地区の神田一般廃棄物最終処分場年間搬出許可量（過去3年間）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
搬出許可量	制限無し	12トン	10トン

6. 吉田地区廃棄物処分量及び処分経費

吉田地区廃棄物の処分量及び処分経費は、次の表のとおりです。

なお、不燃物には、粗大ごみ、蛍光灯、感染性医療廃棄物、不用薬品等が含まれています。

吉田地区廃棄物処分量及び処分経費の推移（過去3年間）

年 度	可 燃 ご み		不 燃 物	
	排出量 (トン)	処分経費 (千円)	排出量 (トン)	処分経費 (千円)
平成15年度	126.3	1,901	87.7	2,805
平成16年度	130.9	1,886	45.2	12,902
平成17年度	162.3	2,113	56.7	5,895

7. 吉田地区中央集積場における平成17年度から継続している課題

吉田地区中央集積場における平成17年度から継続している課題は、次のとおりです。

- ① 家電リサイクル、タイヤ、バッテリー、薬品の不法投棄
- ② 廃棄物の分別不徹底（可燃・不燃物の混同）
- ③ 家庭用ごみの不法投棄

8. 吉田地区中央集積場への搬入状況改善策

吉田地区中央集積場への搬入状況（7. の課題等）改善策は、経理課としても検討を重ねていますが、残念ながら現在のところ妙案はありません。

現状は、ただ、ただ、経理課から吉田地区全部局等に送付する文書及び吉田地区中央集積場に掲げる掲示物により、教職員並びに学生等のモラルの向上を期待するだけに留まっています。

しかし、このような方法では、問題解消とはならず、各部局等へ「吉田地区中央集積場への搬入時間を決め、その時間外は、搬入を認めない。」等の規制強化の方向性を提案し、改善策案の一例として

協議を図ることも必要と感じ検討を始めています。

どのような方法を取るとしても、人件費、処分経費や各部局等全体の業務量の負担節減に繋がらないような改善策は、提案できません。

9. 吉田地区中央集積場の「廃棄物の抑制」対策

「廃棄物減量化」を推進することは出来ても、廃棄物の発生をゼロにすることはなかなか出来ません。教育研究上や業務遂行上で生じる廃棄物は、当然ながら多かれ少なかれ日々発生しますし、処分するのも大学として当然の責務と思っています。

現在も、吉田地区中央集積場における又は各部局等単独で廃棄物の抑制の一環として「廃棄物減量化」が進められていますが、次のように廃棄物を発生させないことも「廃棄物の抑制」の一つと考えられます。

ア. 備品等の納入の際、生じる木枠等の廃棄物は、全て納入業者等に持ち帰ってもらうこと。

イ. 学内、学外の売店等で購入したものの廃棄物は、「大学のごみ」としないこと。

ウ. 家庭用の廃棄物は、大学に持ち込まないこと。

エ. 不要な備品等は、使用できるものであれば、大学全体で活用を図ること。

経理課としても、現在、次の案の②と③については検討を終え、近々、吉田地区全部局に対し協力依頼を行う予定です。

- ① 不燃物の中でも備品等の大型ごみは、吉田地区中央集積場への搬入が認められないので、四半期毎にでも、吉田地区全部局等の大型ごみを対象に一括処分できれば、又は、部局等間の情報公開により不要な備品等の活用が図れば、大型ごみや大型ごみに準ずる不燃物が吉田地区中央集積場から姿を消すことになり、廃棄物減量及び処分経費の節減が図れる。
- ② 神田一般廃棄物最終処分場で処分している不燃物は、現在、分別不要なので、コンテナ内で混同させたまま搬出している。しかし、排出許可量を超えたものは、品目毎に分別し、他の処分場に搬出、処分を行うことになる。このため、事前に分別したコンテナの設置を必要とする。
これにより、廃棄物処分回数の減及び処分経費の節減が図れる。
- ③ 可燃ごみの中身を分析すると、紙類が大部分を占めている。支障がなければ、シュレッダーで裁断後、資源物（リサイクル品）として搬出する。これにより（①と同様の節減が図れる。）

10. 最後にあたり（経理課からの要望）

吉田地区中央集積場の「廃棄物の抑制」について、事務改善検討部会の「業務改善・経費節減」に係る提案等も参考に検討を行いました。簡単に対策案を見つけることは出来ませんでした。

それは、「そこにごみはあるもの、搬出するもの」という前提が対策を拒むことになるのかもしれませんが、まずは、各自一人一人がごみに対する意識改革をし、ごみを発生させないことを心掛けることが、「廃棄物の抑制」については、一番良い方法と言えるのではないのでしょうか。

今後の参考にとお思いまして、廃棄物及び搬入ルールをもう一度掲載しておきます。

また、取扱い上において疑義が生じましたら、経理課経理係（内線 5 1 0 5）又は所属部局等担当係までお尋ねください。

最後に、もう一度、廃棄物の抑制の原点は、

「この廃棄物は、大学の業務上等で発生したものか。」「吉田地区中央集積場への搬入ルールは遵守しているか。」、更に、「廃棄物を発生させない減量化には、どのような方法があるのか。」です。

【中央集積場に搬入できる廃棄物】

可燃ごみ	可燃ごみ,
不燃物	不燃ごみ,
その他	感染性医療廃棄物 (理学部・農学部が対応)
資源物	古紙, 空き缶・空き瓶, ペットボトル, 発泡スチロール, プラスチック類 (山口市等リサイクル品),

【廃棄物搬入方法】

可燃ごみ	燃やせないごみは絶対に出さないこと。 山口市環境部清掃工場へ搬出します。(有料)
可燃ごみ (生活ごみ)	生ごみ, 紙くず, 木切れ, 布, 草花, 食品系プラスチック等
可燃物扱いしないもの	食品のトレイ, ラップ, 弁当ガラ, カップ麺容器, ペットボトル
搬入場所	可燃物専用コンテナ内
不燃物	燃やせないごみです。 神田一般廃棄物最終処分場へ搬出します。(有料)
不燃ごみ	可燃ごみ, 資源物以外のごみです。(金属類, ガラス類, 陶器類, 蛍光管, 電池類, 食品系以外のプラスチック等) 備品, ガスボンベ, タイヤ, 自転車等の大型粗大ごみを除きます。
搬入場所	不燃物ごみコンテナ内 (3台), 蛍光管置き場
その他 (感染性医療廃棄物)	(理学部・農学部が対応)
搬入場所	(専用ストックハウス内)
資源物	山口市等が回収します。山口市は無料です。
古紙	品目毎に紙紐で縛って搬入すること。
新聞紙	折り込み広告, 市報等も可です。 四つに折って束ねること。
雑誌	カタログ, 本等で製本されたもの。 束ねること。
段ボール	金具, ガムテープ, ビニールを取り除いたもの。 1mぐらいに折りたたむこと。
紙製容器包装類	紙袋, 包装紙, 紙箱, アルミの張ってある紙パック。 折りたたんだり, 切り開いたりして束ねること。
紙パック	牛乳パック, ジュースのパックなど中にアルミの張ってないもの。 束ねること。
搬入場所	山口市専用ストックハウス内
空き缶	食品が入っていたものに限りです。 つぶさずに水洗いする。(アルミ缶とスチール缶は一緒に出します。)
空き瓶	食品が入っていたものに限りです。 水洗いする。金口やキャップは必ず取り不燃ごみへ。
ペットボトル	清涼飲料, 醤油, 酒類に限りです。 水洗いする。ボトルはつぶす。キャップは必ず取り不燃ごみへ。
搬入場所	空き缶・空き瓶・ペットボトル専用倉庫前置き場
発泡スチロール	なるべく購入業者に引き取らせること。(有料)
搬入場所	発泡スチロール専用ストックハウス内
プラスチック製容器包装	中身がないように水洗いし, 乾かす。透明・半透明の袋に入れる。
出せるもの (食品系)	ポリ袋・ラップ類, ペットボトルのふた・カップ麺類, 卵パック・トレイ類, シャンプーリンス, 洗剤等のボトル類が対象。
搬入場所	山口市専用ストックハウス内